

(質問)

無所属の神原宏一郎です。

市議案第71号市税条例の一部を改正する条例の設定について、この議案が付託される予定の常任委員会に所属しておりませんので質問させていただきます。この条例には地方税法の改定を受けて、公的年金からの特別徴収制度を創設し、来年10月から老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方の個人市民税を特別徴収(つまり年金から天引き)するということが含まれていると伺っています。年金からの天引きについては、賛否両論あるかも知れませんが、私は、後期高齢者医療制度の保険料が天引きされることになった際に高齢者を中心に批判・不満が噴出したと認識しています。そんな中で、新たに今回、市民税を公的年金から天引きをするということについて市としてどのようにお考えになられているのでしょうか？また、具体的に、この条例が可決された場合、公的年金等所得によって、個人市民税が年金から天引きされる市民は何人ぐらいおられるのでしょうか？

<答弁>

市税条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えいたします。

本年4月の地方税法等の改正により公的年金からの特別徴収制度が創設されました。本市の市税条例につきましても地方税法に基づく所要の改正をお願いするものであります。

ご質問の公的年金からの市民税の特別徴収対象となる納税義務者数は、20,000人程度になるものと見込んでおります。

(質問)

徴収する側にとっては効率化が図れ、高齢者の中には市民税を年金から天引きされる方が都合の良い方もいるかもしれませんが、ただ、そうでない方、市民税を年金から天引きされることに反対の方まで、年金からの天引きを強制する必要があるのでしょうか？現在の老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方の個人市民税の徴収率は何%でしょうか？現在の市民税の徴収率は全体として約93%であり、私個人としては、老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方々に限定すると徴収率はそれ以上になると思っています。そんな状況で特別徴収をしても徴収率の向上にはあまり効果がないように思われますが、年金からの天引きをする事で徴収率が全体として何%ぐらい上昇すると予想(期待)されているのでしょうか？さらに、行政側の徴収効率が上がる事で具体的にいくら位の経費削減を見込まれているのでしょうか？

<答弁>

特別徴収の実施に伴いまして、納税義務者が金融機関に行く必要がなくなるとともに、普通徴収の年4回の納付に比べ、特別徴収は年6回の納付となることから、納税者

にとって1回あたりの納付額が軽減されることとなります。

また、公的年金の支払報告書が電子化されることで、入力や照合作業の軽減など、一人ひとりの納税義務者に賦課徴収するのに比べて、一定経費削減に繋がるものがあります。

徴収率については老齢基礎年金受給者の個人市民税の徴収率についてはデータ一がございませんので算定できませんが、社会保険庁や共済組合などが特別徴収義務者になることから、市税全体の徴収率では概算で0.05%程度上昇するのではないかと予想されます。

(質問)

また、これまで健康保険(後期高齢者医療保険料や介護保険料)で特別徴収がなされてきましたが、聞くところによると、過去の保険料納付状況などを調べて納付率の良い方は、申請をすれば減免を受けられたり、普通徴収に移行するといった柔軟な対応を市はされてきたそうです。来月から始まる国民健康保険料の特別徴収でも同様の柔軟な対応が可能なようです。今回の個人市民税の年金からの天引きが開始されたとしても、そういった柔軟な対応は考えられているのでしょうか？あと、これは確認ですが、この公的年金からの特別徴収制度が今年の4月に国会で制定される過程において、一度、法案が参議院で否決され、衆議院の再可決によって制定された経緯があります。ということは、この豊中市議会でも十分に否決される可能性があり得るのではないかと個人的に思うわけです。この条例案が否決された場合、老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方の個人市民税の徴収方法などの取り扱いはどうなるのでしょうか？

<答弁>

後期高齢者7月の政令の改正により、一定の対象者に限り、口座振替が認められることになりましたが、市民税の特別徴収については、法令等には申請により普通徴収に切り替えるような特別な定めがございませんので、柔軟な取り扱いはできないこととなっております。

なお、後期高齢者医療制度の保険料の口座振替件数については、現在集計中であります。

先ほども申し上げましたように、今回の公的年金からの特別徴収制度の創設については、地方税法等の改正に基づいて、市税条例において必要な規定を定めるものがありますのであります。

仮に、この条例案が否決された場合は、地方税法に違反することとなりますので、地方自治法第176条第4項の規定により、再度、議会にご提案し、ご審議いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

(要望・意見)

質問は以上ですが、市民税の天引きには徴収業務を行う新たな機関が活用されるとの話があり、年金受給者の情報を社会保険庁と市町村で共有する際にその新たな機関を経由機関とするとのこと。その経由機関(社団法人地方税電子化協議会)に対して今後、地方自治体が年間数百万円から数千万円の運営費を負担しなければならないという話を伺っています。特別徴収を導入しても徴収率が全体として 0.05% ほどしか向上が見込めず、具体的な経費の削減額も分りません。結局のところ、本当にこの制度が導入されることで市として経費の節減につながっているのか疑問ですし、市町村から集められる合計何億、何十億というお金がどのように使われるのか全くわかりません。この経由機関である社団法人地方電子化協議会という機関がどういう機関なのか、各地方自治体からどれくらいのお金を集め、どのような使い方をするのか今は質問ませんが、是非、総務常任委員会で明らかにして頂き、詳しく審議して頂くことを要望しておきます。

どのような効果をもたらされるのか、どのような影響が出るのか内容もよくわからないまま、国が決めたことだからといって、何でもかんでも肅々と受け入れるということは、地方自治の精神に反すると思います。と意見させて頂きまして質問を終わります。